

2 重複障害児の概念

① 重複障害児の概念（重度・重複障害を含む）

（ア）重複障害とは

昭和50年（1975年）3月、「重度・重複障害児に対する学校教育の在り方」が報告されました。この中で重度・重複障害児の範囲を、a) 学校教育法施行令第22条の2に規定する障害を2つ以上あわせ有するものの他に、b) 発達の側面から見て、精神発達の遅れが著しく、自他の意志の交換及び環境への適応が著しく困難な者 c) 行動的側面からみて、多動的傾向等問題行動が著しい者で常時介護を必要とする程度の者を加えるとその障害の範囲を規定しました。このことから、重度・重複障害の概念は、障害種が重複しているだけでなく、発達の側面や行動的側面からも規定していることに留意しておくべきです。

昭和54年（1979年）に養護学校の義務制が実施され、それまで就学猶予・免除の扱いを受けることが多かった重度・重複障害児に、教育を受ける機会を制度的に認めただけでなく、養護学校の義務制を機会に大きく拡大していくことになりました。昭和54年（1979年）当時の資料によりますと、義務教育対象人口約1,600万人のうち、就学猶予・免除者は3,367人で、就学率は99.98%となりました。養護学校義務制以来、我が国の重度・重複障害児教育は、義務教育対象人口の0.1%への挑戦、言い換えれば、養護学校義務制は、全員就学の実現を意図して進めてきたものであるといえます。

（イ）重複障害がもたらす種々の困難

重複障害児は、運動障害、感覚障害、知的障害、行動障害などが複雑に絡み合い、さらに、てんかん等心身の変動を考慮しなければならない疾患を併せ有している子どもも少なくありません。

重複障害児の場合、障害の内容がいかに多様であっても、生命のある限り学習を続けるという人間の行動様式の基本的な道筋は、障害のない子ど

もと同じであり、まず、目の前にいる子どもの全体像をあるがままに見つめ、受け止めていくということを基本的に押さえておかななくてはなりません。また、重複障害児教育を進めていく場合には、子どものこれまでの生活環境や養育環境および指導経過と発達過程や諸機能の評価等、丁寧な実態把握をふまえた指導が必要です。見た目の「問題行動」にだけ注目した短絡的な指導は避けなくてはなりません。また、既存の限られた指導理論や指導技術にのみ依存した指導も好ましくありません。

また、重複障害児の教育を進める際、係わり手が最初に感ずる困難さに、子どもとのコミュニケーションを図ることの難しさがあります。この困難さの起因は、a) 係わり手の問いかけに対する子どもたちの反応が小さかったり、発信頻度が少なかったりすること。b) 子どもの反応や発信が弱いため、係わり手に伝わらなかったり、見落とされやすいこと。c) その子どもの表現が随意であるのか、不随意であるのかの判断がつかないこと等のよるものと考えられます。こうしたコミュニケーションの困難さは、単に係わり手との意思疎通を困難にするだけでなく、その外見上からの判断で、あたかもコミュニケーションする能力自体がまったく欠如しているかのように周囲の人に感じられてしまう危険性を含んでいます。また、運動障害が重いと、周囲に働きかける集団が限られるため、子どもたちは自分のおこした行動が周囲の人に影響を及ぼし得るという実感を経験することが少なくなります。それがひどくなると環境への働きかけそのものも少なくなっていくます。こうした状況は、周囲のものにとってもさらに子どもへの係わりが少なくなってしまうという悪循環を生み出してしまいます。こうした状況をいかに作らないかということも教育の大きな目的となります。

（ウ）重複障害児の多様な教育の場

養護学校義務制の実施は、その背景に全員就学

という理念があり、いずれの盲・聾・養護学校においても、障害が重く、かつ／または障害が重複している子どもを受け入れることになり、結果として、盲・聾・養護学校における重度化、重複化の傾向が著しくなってきたという実態があります。

重複障害児に対する教育形態として、

- a) 盲・聾・養護学校において、単一障害児と混合して教育を行う形態
- b) 特別（重複障害）学級を設けて教育を行う形態
- c) 家庭や病院等へ教員を派遣して教育を行う訪問教育の形態

があります。

また、児童福祉施設や医療関係施設（知的障害児施設、盲聾児施設、肢体不自由児施設、病虚弱児施設、重症心身障害児施設等）の入所児に対しても、学校教育が保障されていますが、その形態として

- a) 施設入所児のみを対象とした養護学校が施設に隣接して設置されている場合
- b) 施設内に養護学校の分校または分教室が設置されている場合

c) 養護学校から派遣された教員によって、施設内で訪問教育を行う場合があります。

特別支援教育においては、障害種を越えた特別支援学校不要という教育の場が設けられています。重度の視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児、病弱児に配慮した総合的な教育の場です。重複障害児の場合もこうした特別支援学校に就学することが出来ませんが、重複障害児のための適切な教育カリキュラムがどのように設定されているかは今後の緊急な課題であります。現実的には、障害が複雑に重複している場合があります、その主たる障害は何かである判断は必ずしも容易ではありません。そのため、新しい特別支援教育の中で、重複障害児にとっての最善の教育を行う努力が進められていく必要があります。

近年、障害の極めて重い子ども（超重症児）への対応や教育の中での医療的ケアについても検討がなされています。特に、常時医療的ケアを必要とする子どもの教育について、モデル事業として実践研究指定校を定め、超重症児への教育の在り方、教育の中で可能な医療的ケアについて等、積極的にその検討も取り組まれています。